

- ◆「積立方式」の年金ですので、加入者や受給者の数に左右されない、安定した制度です。**
- ◆国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人なら誰でも加入できます。**
- ◆農業の担い手として下表の要件を満たす人（青色申告者、認定農業者など）には月額で最高1万円の国庫補助があります。**
- ◆支払った保険料は全額、社会保険料の控除の対象となり、住民税や所得税の節税になります（節税額は、支払った保険料の15～30%）。**
- ※課税所得が150万円（税率15%）の場合の税額
- ① 農業者年金に未加入
150万円×15%＝22万5000円
 - ② 農業者年金に加入（保険料月額2万円、年額24万円）
150万円－24万円＝126万円×15%＝18万9000円
 - ①②＝3万6000円節税になります！
- ◆年金は生涯受給できます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。**

魅力いっぱい農業者年金に加入しませんか？

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
2	認定就農者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
3	区分1または2の人と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす人で、3年以内に両方を満たすことを約束した人	6,000円（3割）	4,000円（2割）
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1を満たすことを約束した後継者	6,000円（3割）	

平成24年 氷川町貸借料情報の提供について

平成24年1月から12月までに締結（公告）された貸借における貸借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。

【田（水稲）の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	18,600円	170

【畑（普通畑）の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	5,700円	9

【畑（樹園地）の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	38,800円	5

※貸借料は、果樹の成木込みの金額。

※データ数は、集計に用いた筆数。

お問い合わせ先：氷川町農業委員会 ☎52-5861



農業者年金現況届は忘れずに提出を

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。農業者年金を受給されている人は、必ず現況届を提出してください。

◆現況届が届く時期は…
5月末ごろ、直接受給権者の人に「茶色」の「封書」が届きます。

◆現況届の提出時期は…
6月28日（金）までに農業委員会へ必ず提出してください。

【宮原地区の人へ】

6月3日（月）～5日（水）の間は宮原振興局で受け付けします。それ以外の日に提出される場合は、お手数ですが農業委員会へお越しください。

◆現況届の提出を忘れるときは、提出がないときは、11月の支払いより、年金が差し止められますので、ご注意ください。

実施者募集

近年の厳しい農業情勢の中で、氷川町における農業経営の安定と産地体制を支援することにより、元気を取り戻し、活性化を促し、発展することを目指す平成25年度氷川町農業元気づくり支援事業を実施します。

氷川町農業元気づくり支援事業

【事業対象者】

次の要件①～③をすべて満たす人となります。

- ① 認定農業者または認定志向農家であること
- ② 町税の滞納がないこと
- ③ 受益戸数が3戸以上の農業者で組織する団体であること

【事業メニュー】

今回募集する事業メニューは、下記表のとおりです。補助率は事業費の3分の1以内です。

- ① いちご減農薬推進対策事業
平成26年1月31日（金）
- ② 園芸産地高品質対策事業
平成25年6月28日（金）



問 農業振興課 農政係
☎52・5854（直通）

【申込先】

- ・ J A の各生産部会の加入者
- 各 J A 部会事務局へ申し込み
- ・ J A の各生産部会の未加入者
農業振興課へ申し込み

- ③ 露地野菜根こぶ病対策事業
平成25年12月27日（金）
- ④ 吉野梨連作障害対策事業
平成25年12月27日（金）
- ⑤ 柑橘類品質向上対策事業
平成25年12月27日（金）

【事業内容】

事業区分	事業内容	補助対象資材	採択基準
いちご減農薬推進対策事業	害虫対策として天敵利用に要する経費に対する補助	ミヤコカブリダニ チリカブリダニ	本圃面積40アール以下／戸 対象品目：いちご 購入期間：11月～1月購入分で初期投入分に限る
園芸産地高品質対策事業	ハウス用遮光資材導入に要する経費に対する補助	ふわふわ S L およびその同等品	本圃面積30アール以下／戸 対象品目：トマト（施設） 補助金上限額：12万円／戸
露地野菜根こぶ病対策事業	定植前の土壌消毒剤に対する補助	オラクル粉剤・顆粒水和剤・フロンサイド粉剤・SC剤など	本圃面積100アール以下／戸 ただし、栽培面積が200アールを超える場合は面積の半分以下とする。
吉野梨連作障害対策事業	改植・補植時に連作障害を防ぐための土壌資材に対する補助	土壌改良微生物資材	対象品目：梨
柑橘類品質向上対策事業	葉面散布剤に対する補助	面散布剤・ジューシハチサン・カンミアップなど	対象品目：柑橘類

コイヘルペスウイルス病感染

現在、熊本県下の河川において、コイヘルペスウイルス病のコイへの感染が依然として確認されています。コイヘルペスウイルス病とは、コイ特有の病気であり、死亡率が非常に高く、感染力も強い病気です。

発生するとコイには目立った外部症状は見られませんが、行動が緩慢となったり、餌を食べなくなるといった症状が現れます。

コイヘルペスウイルス病は、感染したコイとの接触や水を通じてコイに感染しますが、コイ以外の魚や人への感染はなく、感染したコイを食べても人体に影響はありません。

コイヘルペスウイルス病の拡大を防止するため、県内水面漁場管理委員会では、県内の河川や湖沼などで採捕したコイを他の河川や湖沼などに放流することを禁止（指示）しましたので、採捕されたコイの取り扱いには十分ご注意ください。

お問い合わせ先 県内水面漁場管理委員会事務局 ☎096-333-2456